

運 営 規 程

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回 かつはら

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 やながせ福祉会が開設する、定期巡回かつはら（以下、「事業者」という）が行なう指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者の訪問介護員等は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他、安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、適正なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 定期巡回 かつはら
- (2) 所在地 姫路市勝原区下太田573

(職員の職種、員数)

第4条 事業所に勤務する職種、員数は次を下回らないように置く。

- 一 管理者 : 1名(常勤兼務)
- 二 オペレーター : 提供時間を通じて1名以上(常勤兼務)
- 三 計画作成責任者 : 1名以上(常勤兼務)
- 四 定期巡回サービスを行う訪問介護員 : 必要な人数(常勤兼務)
- 五 随時訪問サービスを行う訪問介護員 : 提供時間を通じて1名以上(常勤兼務)

(職務)

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者

管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) オペレーター

利用者、家族からの通報を随時受け付け、適切に対応し、利用者またはその家族に対して、適切な相談及び助言する。

(3) 計画作成責任者

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成および交付行い、サービス提供の日時等の決定し、サービスの利用の申し込みに係る調整、サービス内容を管理する。

(4) 定期巡回サービスを行う訪問介護員

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿った定期的な巡回訪問を行う。

(5) 随時訪問サービスを行う訪問介護員

オペレーターからの要請を受けての利用者宅の訪問を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 当事業者の営業日及び営業時間等は次のとおりとする。

- 一 営業日 年中無休
- 二 サービス提供時間 24時間 (オペレーター対応)
- 三 受付時間 午前9時～午後5時45分 (事務対応)

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業の内容は、定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス、看護サービスからなり、当該サービスを利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた基準額から法定に沿った利用者負担割合分を算定した額になる。

2 前項に関して、厚生労働大臣が定める基準の変更がある場合、相当な額に変更することとする。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までに利用者に説明することとする。また、その場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

3 前各号に掲げるもののほか、利用者が負担することが適当であるものは、その都度、相談の上、取り決める。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

姫路市勝原区・大津区・網干区・余部区・広畑区・青山・太市

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医および介護支援専門員へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、予め事業者が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じるものとする。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法)

第10条 事業の提供に当たり、利用者宅に取り付ける専用のキーボックスにて保管する。キーボックスは無償で提供する。契約終了時に撤去する。また、合鍵を紛失した場合は、すみやかに利用者およびその家族、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第11条 提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業者は、提供した事業に関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は関係市町村の職員からの質問若しくは照会に応じる等利用者からの苦情に関して関係市町村が行なう調査に協力するとともに、関係市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、関係市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を関係市町村に報告する。
- 5 事業者は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(高齢者虐待防止)

第12条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- 一 研修等を通じて、訪問介護員等の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- 二 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努める。
- 三 訪問介護員等が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、訪問介護員等が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法)

第13条 事業者は、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業者の保全について計画的に取り組む。

- 2 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、

利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または、火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出、その他の必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第15条 事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(個別計画の提出)

第16条 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業所から定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提出することに協力するように努めるものとする。

(暴力団等の排除)

第17条 事業者は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならないものとする。

(記録の整備)

第18条 事業者は、サービス提供に係わる記録、訪問介護員等、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業者は、利用者に対する事業の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 利用者の主治医による指示の文書
- (4) 訪問看護計画書
- (5) 関係市町村への通知に係る記録
- (6) 苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (8) 提供に係わる報告、評価、要望、助言等の記録

(介護・医療連携推進会議)

第19条 事業の提供にあたっては、地域に密着し開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議を開催する。会議では、サービス提供状況等を報告し、評価を受ける

とともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

- 2 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とする。
- 3 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、連携する指定訪問看護事業所の職員、地域包括支援センターの職員又は関係市町村職員、有識者等とする。
- 4 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(訪問看護事業者との連携)

第20条 事業者は、当該事業者の利用者に対する指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携を図る。

- 2 前項の規定に基づき、連携を行う指定訪問看護事業所との協定に基づき、当該指定訪問看護事業所から、以下の事項について必要な協力を得るものとする。
 - (1) 利用者に対するアセスメント
 - (2) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
 - (3) 医療・介護連携推進会議への参加
 - (4) その他必要な指導及び助言

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業者は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 随時(各種研修会に参加)
- 2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、訪問介護員等でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、訪問介護員等との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人 やながせ福祉会と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

追加 第 14 条 非常災害対策

追加 第 15 条 衛生管理等

変更 個別計画の提出

変更前 第 20 条

変更後 第 16 条

変更 暴力団等の排除

変更前 第 14 条

変更後 第 17 条

変更 記録の整備

変更前 第 16 条

変更後 第 18 条

変更 介護・医療連携推進会議

変更前 第 17 条

変更後 第 19 条

変更 訪問看護事業者との連携

変更前 第 18 条

変更後 第 20 条

削除 第 19 条 研修・教育体制

変更 その他運営についての留意事項

変更前 第 15 条

変更後 第 21 条